

第 1 2 1 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録			
開催日時	令和 2 年 1 1 月 2 7 日（金曜日） 1 4 時 3 0 分～1 6 時 0 0 分		
開催場所	奈良市役所 中央棟地下会議室		
出席者	委員	伊藤隆司委員 伊藤忠通委員 大窪健之委員 太田晃司委員 柿本元気委員 川村容子委員 小山新造委員 下村由加里委員 巽一孝委員 原久弥委員 藤田幸代委員 増井正哉委員 松村 恵司委員（不藤忠義氏代理出席） 山本直子委員	
	事務局	西谷忠雄副市長 荻田勝人都市整備部長 田中実都市整備部次 長 松山美彦都市計画課長 三山和宏開発指導課長 金子和正 建築指導課長 他	
開催形態	公開（傍聴人一般 2 人 報道関係者 0 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題等	<p>（議題）</p> <p>1 会長、副会長の選出</p> <p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定）</p> <p>（その他）</p> <p>1 【報告】特定生産緑地制度の概要について</p> <p>2 【提案】国都審における常務委員会の設置について</p>		
決定又は 取り纏め 事項	<p>（議題）</p> <p>1 会長に伊藤忠通委員を選出し、副会長に大窪健之委員が指名された。</p> <p>（議案）</p> <p>1 議案は原案どおり可決された。</p> <p>（その他）</p> <p>1 事務局より、特定生産緑地制度の概要について（報告）の説明を行 った。</p> <p>2 事務局より、国都審における常務委員会の設置について（提案）の 説明を行った。</p>		
<b>議事の概要及び議題等に対する主な意見等</b>			
<p>（議 題）</p> <p><b>1 会長、副会長の選出</b> （会長に伊藤忠通委員を選出し、副会長に大窪健之委員が指名された。）</p> <p>（議 案）</p> <p><b>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定）</b> （奈良市の生産緑地地区指定面積を 9 8 . 6 2 h a から 9 7 . 5 6 h a とし、地区数を 5 9 9 箇所から 5 9 2 箇所とする生産緑地地区の変更（案）について事務局より説明を行い、 審議された。）</p>			

大窪副会長

- ・7ページの右側及び8ページの左側の図に太い赤線で示されているのは、区域を見やすくするためのものか。
  - また、削除する青い部分の外枠に赤線の表示はないのか。
- (事務局より、太い赤線は、図としてわかりやすくするための表示である。削除する青い部分の外枠には赤線表示はしていない。元々の生産緑地地区としては外枠を赤線で表示していると回答)

⇒採決の結果、原案通り可決された。

(その他)

### 1 【報告】特定生産緑地制度の概要について

(事務局より、特定生産緑地制度の概要について報告用資料を基に説明を行った。)

大窪副会長

- ・土地所有者に連絡が取れず、手続き上の期限を迎えてしまうようなことは極力ないようにする必要がある。具体的な対策はあるのか。
- (事務局より、今後、土地所有者へは複数回郵送により周知を行う。また、申出の期日前には、土地所有者から特定生産緑地に指定しない場合も、指定しない旨の回答をいただく方法を検討している。それにより土地所有者側からの聞いていない又は忘れていたという状況をなくしていくと回答)

大窪副会長

- ・特定生産緑地に継続する・しないの最終判断は土地所有者に委ねられ、これまで緑地としてきた存在がなくなっていくと思われるが、それを少しでも抑えるための考えは何かあるのか。
- (事務局より、都市農地貸借法が制定されたことによって、制度上生産緑地の貸借がしやすくなった。後継者がいない場合は、この制度を利用することで緑地保全へつながると考えられるため、農政部局と連携し、制度の周知を図っていくと回答)

大窪副会長

- ・特定生産緑地に継続しない場合は、市長への買取り申出がされることになるが、都市計画全体として考えた場合、事前に関する価値のある緑地を保全するためのエリアの検討などはしているのか。
- (事務局より、現時点ではどこを保全していくのかという検討はなく、今後の課題としていと回答)

大窪副会長

- ・特定生産緑地指定の期日はせまっているため、買取り申出があれば速やかに手続きできるよう、都市計画全体としての計画を立てておいた方が良い。

増井委員

- ・特定生産緑地指定の際には、生産緑地連絡協議会において農地判定を行い現状調査することで、その周辺環境についても把握できるのであれば、それらの情報を基に、その周辺の生産緑地において、公共用地として必要であると見直せるチャンスになると考えられるのでご検討いただきたい。
- また、生産緑地について都市計画だけの枠組みとしてだけでなく、奈良市としての「農業」という視点で、どういう方針をもっているのか。
- (事務局より、農政部局との連携は図っているが、生産緑地の営農的な観点からの連携までは行えていないので、今後の課題としていと回答)

(その他)

## 2 【提案】国都審における常務委員会の設置について

(事務局より、国都審における常務委員会の設置を検討している旨の説明を行った。)

伊藤(忠通) 会長

- ・ 常務委員会で処理する事項に関して、軽易な事項かどうかを判断する方法について事務局としてはどう考えているのか。

(事務局より、国等からの通知を参考にし、その通知に基づき根拠があるものだけを対象としたいと考えていると回答)

川村委員

- ・ 常務委員会を設置した際の一般的なやり方としては、本審議会で軽易かどうかの判断をし、その類型にあたるものであれば常務委員会に委ねるという流れである。

また、都市計画全体の中で生産緑地をどう捉えていくかという問いに対して「今後の課題です」と回答いただいたが、そのような回答の後で、今のような説明をされると「今後の課題」というのは本当に課題として検討していただけるのか疑問が生じる。

伊藤(忠通) 会長

- ・ 審議会で基準を決めた上で、事務的な処理をしていくというのが筋であると思う。次回以降の審議会で事務局から提案があると思うのでお願いしたい。

資 料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次第</li><li>・ 座席表</li><li>・ 委員名簿</li><li>・ 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地の変更(市決定)</li><li>・ 報告用資料(特定生産緑地制度の概要について)</li></ul>
-----	---